

平時の災害対策

安否情報システムと災害研修

神奈川県弁護士会新聞

発行所
神奈川県弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎045-211-7707
URL <http://www.kanaben.or.jp/>

被災者支援チェックリスト

フローに沿って支援情報をチェック☑

- 災害時特有の問題を知りたい・・・→①へ
- お金の支援制度（給付・貸付）・・・→②③へ
- 住宅の修理・再建の支援制度・・・→④へ
- 仮設住宅・公営住宅・・・→⑤へ
- 個人が抱えるローンの悩み・・・→⑥へ
- 子ども・教育の支援制度・・・→⑦へ
- 雇用・事業の支援制度・・・→⑧⑨へ
- 税金・保険料などの減免制度・・・→⑩へ

詳しくは、各制度の（ ）内に記載された窓口等にご相談下さい。



関東弁護士会連合会
Kanto Federation of Bar Associations

※本リーフレットは配布・謄写自由です。

このチェックリストは、被災者支援活動を行う場合の連絡方法として活用することもできると考えている。まだ登録されていない会員は、是非登録手続きをしていただきたい。

上記のチェックリストは同連合会のホームページ（お知らせページ又は平成29年度シンポジウムのページ）からダウンロードできるので、会員においてはプリントアウトする等して、平時から備えていただきたい。

西日本豪雨、台風21号、北海道胆振東部地震等と今年も災害が続いた。また防災科学技術研究所によれば、今後30年以内に震度5以上の地震が起きる可能性は、横浜市99%、川崎市92%、小田原市88%、横須賀市93%、相模原市87%とされている。

日本に住んでいる以上、災害から逃れることはできず、災害が起きることを前提とし、災害発生後の被害をいかに減らすか（減災）を考えることが重要である（災害対策基本法第2条の2第1号）。そのためには平時

から災害に備えておくことが必要となる。安否情報システムを導入

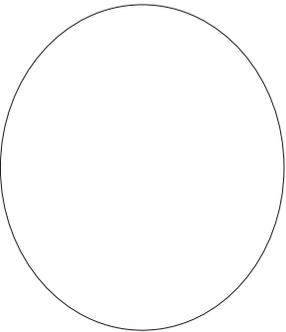
現在、アンピックに登録済みの会員は約700名であり、まだ会員総数の半数にも達していない。アンピックは会員の安否確認だけでなく、災害発生後の裁判所の開廷状況や法律相談の状況を会員へ情報提供することや、被災者支援活動を行う

当会では本年度、大規模災害発生時における会員の安否確認のため、インターネットを活用した安否情報システム（ANPIC）アンピックを導入した。これは神奈川県下で大地震が発生した場合に、会員が事前に登録したアドレスに安否確認メールが自動で発信され、それに返信することによって、弁護士会において会員の安否確認ができるというものである。

現在、アンピックに登録済みの会員は約700名であり、まだ会員総数の半数にも達していない。アンピックは会員の安否確認だけでなく、災害発生後の裁判所の開廷状況や法律相談の状況を会員へ情報提供することや、被災者支援活動を行う

現在、アンピックに登録済みの会員は約700名であり、まだ会員総数の半数にも達していない。アンピックは会員の安否確認だけでなく、災害発生後の裁判所の開廷状況や法律相談の状況を会員へ情報提供することや、被災者支援活動を行う

現在、アンピックに登録済みの会員は約700名であり、まだ会員総数の半数にも達していない。アンピックは会員の安否確認だけでなく、災害発生後の裁判所の開廷状況や法律相談の状況を会員へ情報提供することや、被災者支援活動を行う



災害対策委員会委員長
服部政克

被災者支援 チェックリスト

被災者支援 チェックリスト

全国マンション問題研究会

神奈川大会

10月20、21日、当会会館において、全国マンション問題研究会神奈川大会が開催された。全国から弁護士を中心とする60名以上の会員の参加があり、近時のマンションに関する様々な法律問題について、事例報告・研究発表等が行われた。

マンションの問題は、近時、裁判所や弁護士の間でも関心が高まっている分野であり、当会においても、平成26年に「マンション・団地の法律実務」を発刊している。しかしながら、その後、マンションの共有部分に関する不当利得返還請求権の行使について、可分債権であるものの各区分所有者が行使することとはできないという、従来の実務を覆す最高裁の判決が出されるなど、実務の変化もめまぐるしい。

本研究会では、最新の實務状況を踏まえ、外壁タイルの浮きの問題、高圧一括受電を一部の区分所有者が承諾しない問題など、様々なテーマが取り上げられた。共用部分に関して不法行為責任や契約責任を追究して損害賠償請求訴訟を行う際に、原告を誰にするかという選択を誤ると却下されかねないという切実な事例も報告されるなど、参加者にとって非常に有益な研究会であった。

芳野直子会長の開会挨拶

芳野直子会長の開会挨拶

芳野直子会長の開会挨拶



神奈川県のアウトライントと天祥をモチーフにした神奈川県弁護士会のロゴマークです。

山ゆり

空が澄み、街中でも富士山がくっきりと見えるようになった。その山頂で、足元から大きく深くえぐれた火口の荒々しさは圧巻だった。目まぐるしく変わる天気、倒されるかのような強風、朝日に真っ赤に染まる山肌、全く日陰がない長いジグザグの下山道、記憶が鮮明に蘇る。まさに自分が立った頂が日常生活の場から見える山は、他にな。別の山に登って一息つく時も、無意識に富士山を探している。その両側に広がる山々の名を当てるのも楽しい▼仙台で修習していた頃に登った早池峰の山頂は、快晴だった。いつものように富士山を探した。が、見えない。衝撃だった。どこからでも必ず見えると思いついて入った。果てしなく遠くに来てしまったような気がした。富士山の目撃情報をまとめた地図によると、3000キロを超える辺りが限界らしい▼それでも、○○富士と呼ばれる山は、北海道から沖縄まで、全ての都道府県に存在し、400件を超えるという。その名の所以は、山の姿が似ている、信仰の対象と様々なようだ。それぞれの地で、それぞれの富士が、心の拠り所になっている▼今日も白銀に輝く姿を見て、迎える年が穏やかなものとなることを祈ろう。

（市川 統子）

神奈川県中小企業再生支援協議会との勉強会

シリーズ「男女共同参画を考える」③ 就職・処遇における平等確保と 差別的な取扱いの防止

前号の本連載では、当部の男女共同参画推進基本計画案が5つの柱から構成されていること

会員集会での議論の様子

部にて策定中の男女共同参画基本計画案が5つの柱から構成されていること、今回は、この5つの柱のうち「②就職・処遇における男女平等確保、差別的な取扱いの防止」に関して、その具体的な内容をいくつか紹介したい。就職・処遇に関しては、「当会会員は、弁護士の募集及び採用並びに待遇について、その性別、性的指向、性自認に関わりなく均等な機会を与えなければならない」、「当会会員が5名以上所属する法律事務所については、所内の女性会員の割合が一定割合以上(例えば20%以上)となるよう努力する」、「業務分野における収益性の差と男女間の収入格差との関連性について多角的に調査・分析し、関連性が認められる事項については関係機関に対して提言を行う」といった施策を基本計画に取り入れることを検討している。

差別的取扱いの防止の点に関しては、現状のハラスメント防止対策を検証し、「(ハラスメント防止のための規則や苦情処理機関について)問題点があれば改善を促進する他、未制定の分野について規制の制定を検討する。規則について性的少数者への配慮を盛り込むなどの改正を検討する」ことを目指している。

これらの施策については、「性別、性的指向、性自認に関わりなく」性的少数者への配慮を盛り込む」とあるように、男

女の別にとらわれず、LGBT等の性的少数者も対象となるよう考慮している。

今年、大学医学部入試における男女差別のニュースが世間を驚かせたが、日弁連がここ数年実施している就業に関する調査によれば、法律事務所への就職活動の際に、「性別を理由に採用しづらい」趣旨の発言を受けたとの回答が後を絶たないとのことであり、こうした差別は当会にも存在する可能性がある。

就職・処遇に関して、性別による差別をなくし、男女の実質的平等を図るため、積極的・実効的な施策の策定・実施を目指したい。

(会員 吉田 瑞穂)

10月25日、当会会館にて標記勉強会が開催された。49名の会員参加を得て盛況であった。

村松剛副会長の挨拶に続いて、神奈川県中小企業再生支援協議会の統括責任者山田真矢氏より

「神奈川県中小企業再生支援協議会の手続概要及び取組事例の紹介」と題する講演が行われた。山田氏からは、再生支援協議会による再生支援手続の流れの概要や事業DD(デューデリジェンス)及び財務DDの位置づけについて、コンパクトながら分かりやすい説明があった。

また、神奈川県における再生支援の特徴として、取引金融機関が多数(県内の地銀・信金の他にメガバンクや他県の地銀)であり、金融調整が難しいケースが散見されることとあり、再生支援協議会はそのようなケースを得意としているとの指摘があった。更に、平成29年度取扱い事例の紹介もあり、その他、再生支援協議会では、今年度より、再生するに至らない関与先につき再チャレンジ支援を行う予定で

あるとの説明もあった。

次いで横山朗会員から「経営者保証に関するガイドラインによる保証債務整理手続について」と題する講演が行われ、同ガイドラインの概要の説明及び事例紹介があった。また、インセンティブ資産の運用、一時停止通知の金融機関の受止め方等について経験に基づいた解説があり、同ガイドラインの積極的な適用の検討を求めている。

今後、事業再生の重要性は変わらないことから、当会弁護士業務改革委員会では勉強会を継続していく予定である。

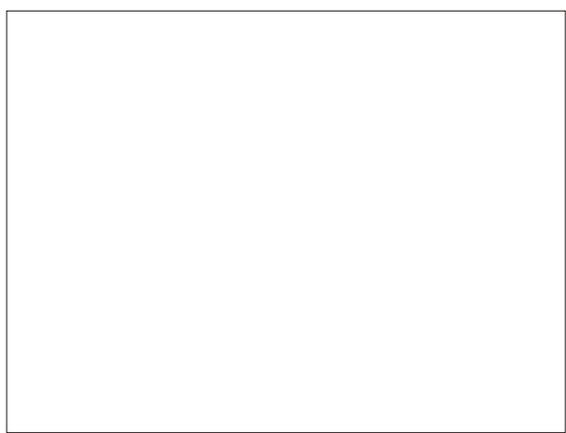
(会員 出田 浩一)

当会ブースに行列?! 弁護士会アピール作戦は大成功!

ハローよこはま2018報告

10月7日、第43回中区民祭り「ハローよこはま2018」が横浜公園から象の鼻パークまでを会場として開催された。出店数が100を超え

る地域の一大イベントであり、当会は5度目の参加。例年、裁判所前にブースを構えていたが、今年は象の鼻パーク会場での出店となった。人通りの少なさが懸念されたものの、当会ブース前に設置されたステーションで、華やかなチアリーディングやキレのあるダンスパフォーマンスが繰り広げられると雰囲気が一



少なきが懸念されたものの、当会ブース前に設置されたステーションで、華やかなチアリーディングやキレのあるダンスパフォーマンスが繰り広げられると雰囲気が一変。くじ引き企画を実施していた当会ブースにも多くの人が訪れ、みみんとおのんのグッズを狙って順番待ちの行列ができた。用意していた法律相談に関するアンケート用紙700枚がなくなるほどの大盛況ぶりであった。来場者数は主催者発表で18万人超。季節外れの真夏日の中、汗だくで応援に駆けつけてくれた会員の面々には感謝の限りである。今後も各種広報宣伝と併せて、明るく楽しい広報活動を続けていきたい。

(法律相談センター運営委員会事務局次長 佐藤 睦巳)

「国民投票法の問題点について考える」

―憲法問題講演会を開催―

10月26日、憲法問題講演会「国民投票法の問題点について考える」が開港記念会館で行われた。

永田亮会員により、国民投票法の問題点について

民投票法の問題点についての確かな説明がされた後、博報堂出身の作家、本間龍氏から、国民投票法が実施される場合に、広

告がどんな状況になるのかリアルな予測を聴くことができた。

本間氏によると、諸外国では、TV広告を中心に規制がなされているが、日本の国民投票法における広告規制は、ほとんどないに等しい。そこで資金力のある与党は、党の広告宣伝担当である広告代理店に、自由に改憲賛成の広告を依頼できる。そして広告代理店を通して、憲法改正発議の前から宣伝効果の高い広告枠をあらかじめ押さえることができ、賛成に向けたイメージ操作が繰り返されるおそれがある。

本間 龍氏

しかし日本のマスコミは、広告費によって国民投票がゆがめられる可能性を明らかにしたくないので、国民投票法の問題点についてはほとんど報道がされていないとのことだった。

国民の重要な意思決定が、資金力の差によって決められてしまう。目を覚まさせられる貴重な講演だった。

(会員 高橋 瑞穂)

外国人家事支援労働者の人権を考える

10月19日、当公会館にフェリス女学院大学の小ヶ谷千穂教授を招き、「外国人家事労働者の抱える諸問題について」と題する講演が行われた。小ヶ谷教授は、フィリ

ピンから香港やシンガポールなどに家事労働者として働きに行く女性たちの実態を長年調査し、国境を越える人の移動がもたらす社会の変化について研究している。

当日は、実際にフィリピンで調査された経験を踏まえ、フェミニズムの視点から、家事支援労働者の抱える問題、諸外国の対応、そして日本が採るべき対応の在り方等について、大変分かりやすい話があった。

小ヶ谷千穂教授

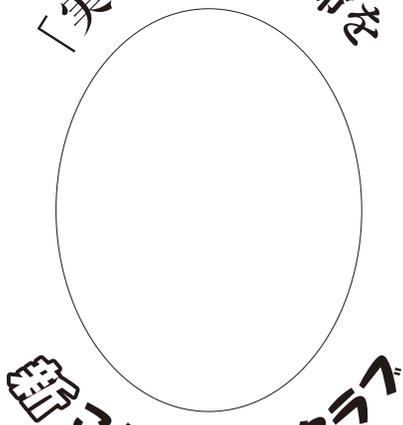
神奈川県は、2017年3月から、全国に先駆け、国家戦略特区として、「家事支援人材」を受け入れていく。小ヶ谷教授によれば、日本人と同一賃金で、住み込みなどで雇用するという仕組みは、世界からも注目

(会員) 小豆澤 史絵

「逮捕された金某氏は」。韓国の新聞記事にはこんな匿名表現が散見される。捜査機関が「重大」などと判断した場合のみ、逮捕段階での実名や顔写真の公開を認めることを定める法律の存在が理由だ。被害者の実名も伏せられることが多い。報道の自由の観点から法律を疑問視する声もあるが、隣国においては、遺族ら当事者の特定に繋がる情報扱い方は極めて限定的であるようだ。

一方、わが国の実名報道を取り巻く現状はどうか。「記事が抽象的になる。本当にその人が存在するかも分からない」と、実名報道は「絶対原則」。確かに「どこの・

「実名」上回る命を



命をこちら記者が

実名を拒否する遺族と接するたび、報道の原則が当事者の声を無視している側面がある

な例を除けば実名報道が当事者にもたらす利益を具現化し辛いのも現状だ。

誰か「が分からねば、その記事の持つ力は弱まる。だが…」

る事実を痛感する。北朝鮮による拉致事件がもたらした「功績」も存在するが、極端

そういつた現状を踏まえる。と、実名報道の是非が特に問われる昨今において、報道の原則を免罪符にし続ける訳にはいかない。事件によって突

一方、伝えることを生業とする記者の仕事は普遍的。実名抜きで当事者の悲しみを伝えるためには、記者の取材力・筆力がより問われてくる。「本当にこの人存在するの？」。こんな言葉を打ち消すくらい「命」を、原稿に吹き込んでいきたい。

産経新聞社 東京総支局横濱総局 河野 光汰

はや半年

もとあき 源晃 (67期) 会員 佐藤

常議員会のいま

私が常議員となり、はや半年余りが過ぎようとしている。気付けばもう年末である。この短い期間だけでも、常議員会では数多くの議案を審議し、同じ数だけ決を採った。常議員会において審議する議案は、意見表明にかかると、対外的な働きかけにかかると、会内の規定にかかると、

私が常議員となり、はや半年余りが過ぎようとしている。気付けばもう年末である。この短い期間だけでも、常議員会では数多くの議案を審議し、同じ数だけ決を採った。常議員会において審議する議案は、意見表明にかかると、対外的な働きかけにかかると、会内の規定にかかると、

説明をいいたくともある。このような説明等を前提に常議員会では関連な議論が行われており、率直な感想を述べれば、就任前に想定していた以上に熱の入った意見交換が行われている。

「一般意志」の探究続けたい

副会長 村松 剛

理事者室 だより

副会長として、会の様々な課題に関わる機会を得ている。意見が分かるテーマにどう決着をつけるのか、これはなかなか難しい問題である。様々な意見を擦り合せ

て解を見つけていくことは多様性を確保することであり、大いに議論したらいと思う。しかしながら、会全体に関わる問題について、利害関係人である全会員が参加して議論する場は極めて限られている。そんなと、理事者として、

こととなる。ルソーの言う「一般意志」とは、おそろしくいうことなのではないかと、浅学ではあるが思う。このような考え方はエリート主義だとか、独裁を招くなど様々な批判はありそうだが、おこがましきも会の運営をお預かりする心構えとしては必要なのではないか。

とはいえ、全治全能の神でない私が、自分の主観的見解を「一般意志」と錯覚する危険は大いに

幅広い情報・意見の収集と深い検討を心がけ、「一般意志」の探究を続けていきたい。

